

南相馬建設機械講習所長 殿

## 記入方法

管理者	受付

車両系建設機械（解体用）運転技能講習受講申込書  
(太線内のみ記入してください)

2.4×3.0

写真

受講者に関する事項	フリガナ	旧姓を使用した氏名、通称の併記の希望(いずれかを○で囲む) する / しない		併記を希望する氏名又は通称
	氏名	受講者様の氏名と押印	印	修了証に旧姓又は通称の併記を希望する場合は、ここに旧姓又は通称を記入する
	生年月日	和暦、西暦どちらでも可	年 月 日	TEL 受講者様と直接連絡がとれる電話番号を記入してください
	住所	〒 受講者様の現住所と郵便番号		
	勤務先	受講者様が勤務されている会社名等		TEL 勤務先の電話番号
	住所	〒 勤務先の住所と電話番号		

一部科目免除に関する事項	A	1建設業法施行令第27条の3に規定する「建設機械施工技術検定」のうち1級の技術検定に合格したもので実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号(事項において「建設省告示」という。)に定められた第2種の種別に該当するもの 確認書類(証明書・他) 年 月 日 確認者 印
	B	1安衛則別表第3の令第20条第12号の業務のうち令別表第7第1号又は第2号に掲げる建設機械の運転の業務の項各号に掲げる者 (車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)の技能講習を修了した方) 確認書類(修了証・他) 年 月 日 確認者 印
	C	1道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項又は同条第4項の大型特殊自動車免許を有する者 2道路交通法84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許を有し又は大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許を有しかつ、令第20条第2号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務(鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び4項の規定による鉱山における令別表第7第1号、第2号又は第6号に掲げる建設機械で内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務を含む。次項において同じ。)又は令第20条第4号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者 3不整地運搬車運転技能講習を修了した者 確認書類(免許証・修了証・他) 年 月 日 確認者 印
	D	1令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号、若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は第20条第14号若しくは安衛祖管36条第5号の3の業務に、6ヶ月以上従事した経験を有する者 確認書類(修了証・他) 年 月 日 確認者 印
	E	1車両系建設機械(基礎工事用)の運転技能講習を修了した者 確認書類(修了証・他) 年 月 日 確認者 印
	運転業務経歴証	使用車種 [機体重量 t] [車種形式等] 運転従事期間 [ 年 月 日 ~ 年 月 日 ] 上記経歴等に相違ないことを証明いたします 事業所名 証明者名 印
	講習関係	受講コース A(3時間) B(5時間) C(14時間) D(18時間) E(34時間) F(免除無・38時間) 講習期間 年 月 日 ~ 年 月 日

- 注 1、技能講習を受けようとする者は技能講習を受けることのできる資格を有することを証する書面を、更に一部科目免除を受けようとする者はその資格を有することを証する書面を提出するようお願いします。
- 2、一部科目免除の資格を証する書面に虚偽等が認められた場合は、修了証を交付できないことがあります。
- 3、ご提供いただいた個人情報は、受講資格等の確認、修了証の作成、保存書類等への記入、受講料の入金確認、再交付等の確認、当講習所からの諸連絡等に使わせていただきます。